

## 鳥取市観光大学事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市観光大学事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市観光大学運営委員会が実施する「鳥取市観光大学」について補助することにより、鳥取市観光大学を通じて、宿泊・交通・土産等観光産業に従事する方々をはじめ、麒麟のまち圏域全体で観光客をもてなすことができるようなホスピタリティの向上を目指すことを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象者は、鳥取市観光大学運営委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市観光大学とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費の額に受講料を控除した額に10分の10を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付する。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成22年10月26日から施行する。

この要綱は、平成24年11月27日から施行し、平成24年4月9日から適用することとします。

#### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。



様式第2号(第6条、第10条関係)

鳥取市観光大学事業収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算 (決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算 (決算)額	摘 要
計		